

特許協力条約（PCT）に基づく 国際出願の国内移行手続

特許庁 審査業務部 審査業務課 方式審査室 指定官庁担当



1

日本国特許庁への国内移行手続

- (1) 国内書面の提出
- (2) 翻訳文の提出（外国語）

2

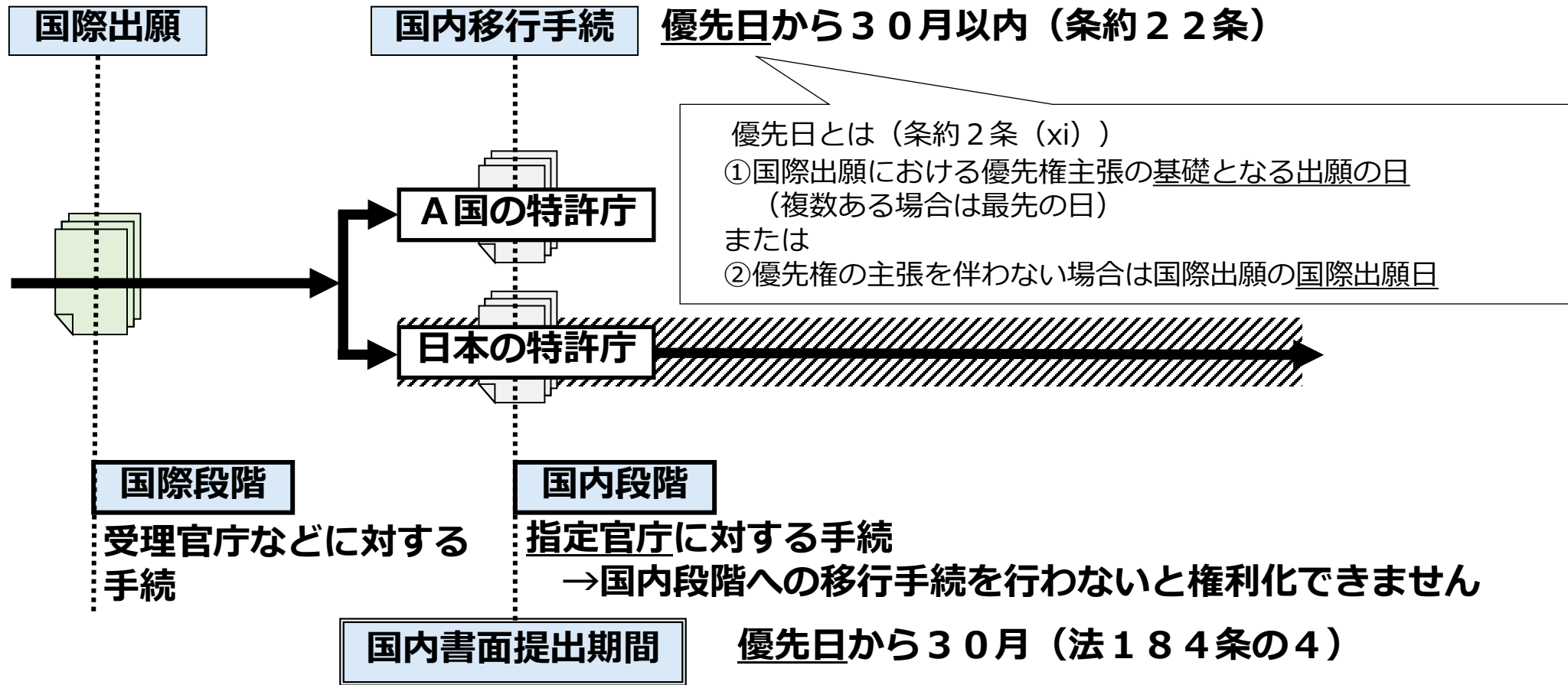
国内移行に関連する手続

- (1) 国内処理基準時
- (2) 条約第19条・第34条補正（日本語・外国語）
- (3) 出願審査の請求
- (4) 補正の手続（日本語・外国語）
- (5) 新規性喪失の例外の適用を受けるための手続
- (6) 優先権書類の提出
- (7) 国内優先権の主張

3

故意でない基準による救済

国内移行の概略



- ◆ 日本を指定国に含む国際出願は日本の特許出願（国際特許出願）とみなされます。（特184条の3）
- ◆ 国際特許出願のうち
 - 外国語でされたものを「外国語特許出願」（特184条の4）
 - 日本語でされたものを「日本語特許出願」（特184条の6）

1

日本国特許庁への国内移行手続

- (1) 国内書面の提出
- (2) 翻訳文の提出（外国語）

2

国内移行に関連する手続

- (1) 国内処理基準時
- (2) 条約第19条・第34条補正（日本語・外国語）
- (3) 出願審査の請求
- (4) 補正の手続（日本語・外国語）
- (5) 新規性喪失の例外の適用を受けるための手続
- (6) 優先権書類の提出
- (7) 国内優先権の主張

3

故意でない基準による救済

1. (1) 国内書面の提出

国内書面

【書類名】	国内書面
【あて先】	特許庁長官殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345
【出願の区分】	特許
【発明者】	
【住所又は居所】	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10566 コートランツ マンナ ミリングトン ロード 500
【氏名】	エルビス・ウォルター・ジョセフ
【特許出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	123456
【納付金額】	14000
【提出物件の目録】	
【物件名】	明細書の翻訳文 1
【物件名】	請求の範囲の翻訳文 1
【物件名】	要約書の翻訳文 1
(【物件名】	図面の翻訳文 1)

○日本語特許出願と外国語特許出願共通

○手数料 : 国内手数料 (14,000円)

○提出期限 : 国内書面提出期間内
(優先日から30月)

【提出物件の目録】

外国語特許出願の場合は提出する翻訳文を記載 (日本語特許出願は不要)

※国内書面と別に翻訳文を提出する場合、この欄は不要
その場合はスライド7へ

図面の翻訳文の提出の要否は
スライド9へ

(様式53)

1. (1) 国内書面の提出（続き）

国内書面における出願人・発明者欄の記載上の注意点

（１）発明者・出願人の表記（住所又は居所・氏名又は名称）に誤記・変更があつた場合～国際出願時の出願人の名称は「A」であつたが「A'」に変更されたような場合～

「国内書面」の【特許出願人】の【氏名又は名称】は現在の正しい名称「A'」を記載

ただし、国際段階で修正・変更の手続が完了していないときは、
「上申書」又は「国内書面」に【その他】の欄を設けその旨を記載
（例）「出願人は、国際段階において名称変更があつたにもかかわらず、
その手続がされない状態で、国内書面上は変更後の名称を記載するものである。」

※国際段階で修正・変更の手続が完了しているか確認する方法

W I P Oホームページのパテントスコープ

(<http://patentscope2.wipo.int/search/en/search.jsf>)

国際公開に反映されている、または記録の変更通知（I B 3 0 6）がある場合は、
国際段階で修正・変更の手続が完了している。

※上記は、あくまで表記が変わっただけであつて、主体が変わっていない場合の手続。
主体が変わる場合は、次のスライドを参照。

1. (1) 国内書面の提出（続き）

国内書面における出願人・発明者欄の記載上の注意点

(2) 国際段階で出願人の名義変更があった場合
～国際出願時の出願人は「A」であったが、国際段階で譲渡により「B」となったような場合～

「国内書面」の【特許出願人】は新名義人「B」を記載

ただし、国際段階で変更の手続が完了していないときは、

① 「上申書」又は「国内書面」に【その他】の欄を設けその旨を記載

（例）「国際段階において譲渡が行われたにもかかわらず、その手続がされない状態で国内書面と同時に手続するものである。」

かつ

② 「国内書面」と同時に「出願人名義変更届」（【承継人】は新名義人B)を提出

「出願人名義変更届」の手続補足書で譲渡証書（A→B）

・委任状（B→国内書面の代理人）を提出

なお、同時に「出願人名義変更届」を提出できない時は、国内書面には旧名義人Aを記載し、後日、承継人をBとする「出願人名義変更届」を提出してください。

1. (2) 翻訳文の提出 (外国語)

国際出願翻訳文提出書

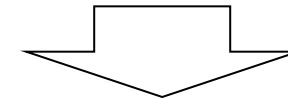
【書類名】	国際出願翻訳文提出書		
【あて先】	特許庁長官殿		
【出願の表示】			
【国際出願番号】	PCT/IB20〇〇/012345		
【出願の区分】	特許		
【特許出願人】			
【識別番号】	300004342		
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション		
【代理人】			
【識別番号】	100001234		
【弁理士】			
【氏名又は名称】	国際 太郎		
【提出物件の目録】			
【物件名】	明細書の翻訳文	1	
【物件名】	請求の範囲の翻訳文	1	
【物件名】	要約書の翻訳文	1	
(【物件名】	図面の翻訳文	1)	

○外国語特許出願で、国内書面に翻訳文を添付して提出しないときに必要。

○手数料 : なし

○提出期限 : 国内書面提出期間内
(優先日から30月)

※例外である翻訳文提出特例期間
についてはスライド8へ



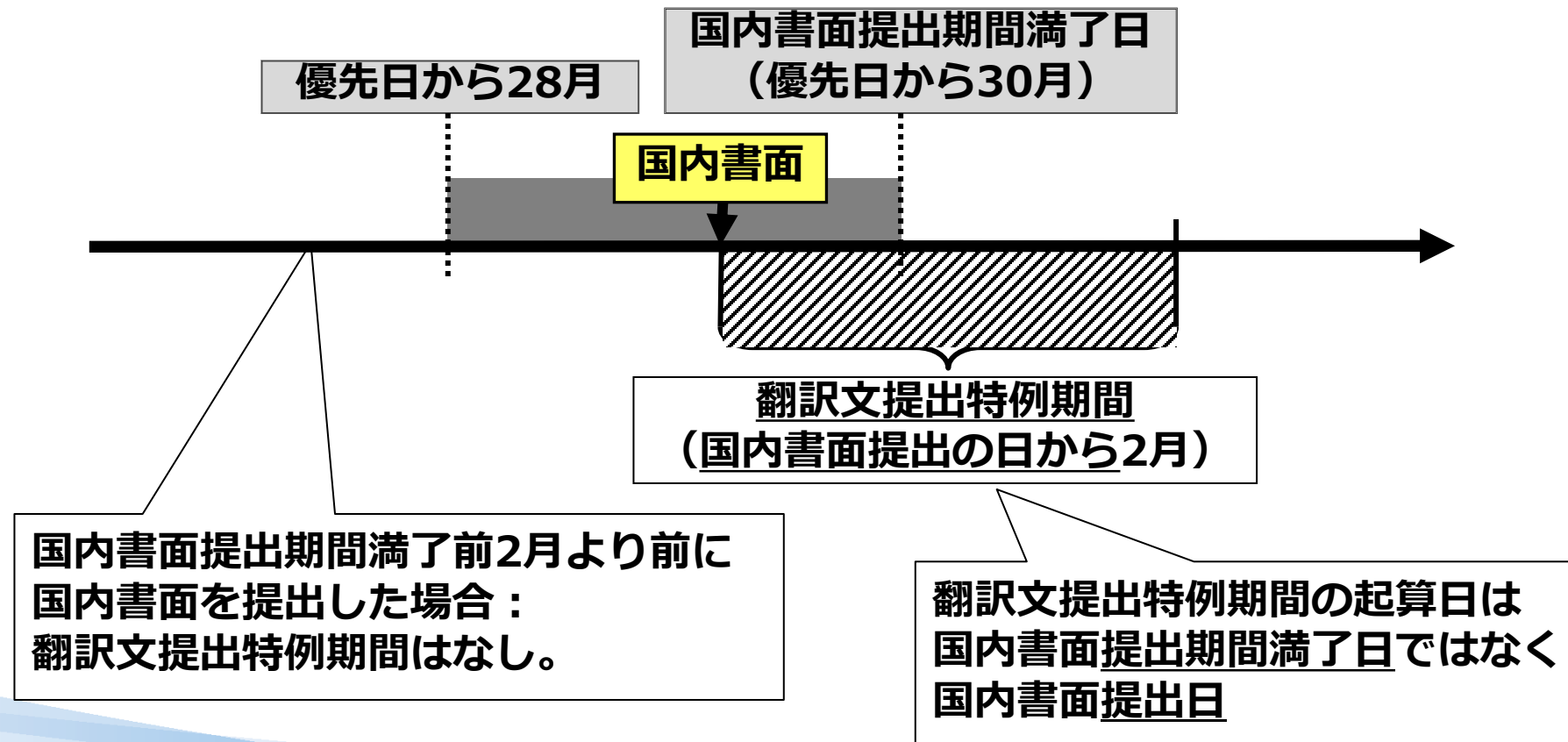
**期間内に翻訳文が提出されなければ、
出願が取下げられたものとみなされます。
(特184条の4第3項)**

図面の翻訳文の提出の要否は
スライド9へ

1. (2) 翻訳文の提出（外国語）（続き）

翻訳文提出特例期間

国内書面提出期間満了前2月から満了の日までの間に国内書面を提出した場合
→国内書面提出の日から2月以内に翻訳文を提出することができる。



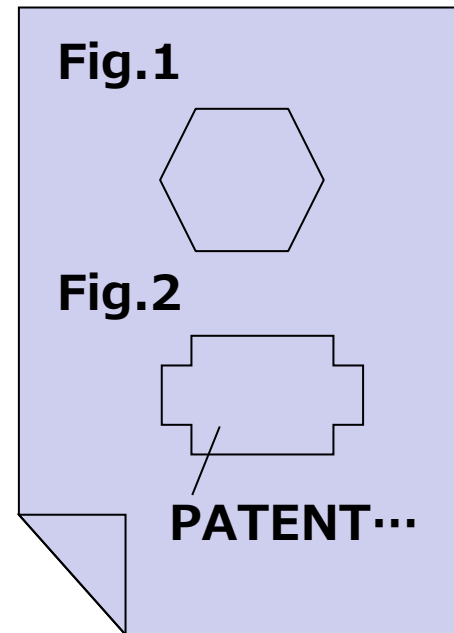
1. (2) 翻訳文の提出（外国語）（続き）

図面の翻訳文

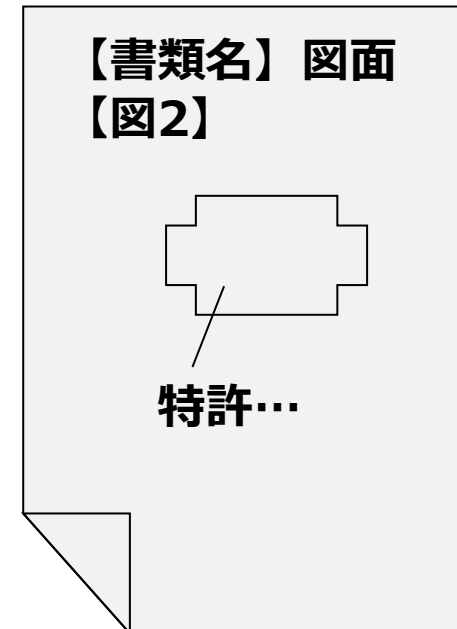
図面中に説明のない図面の翻訳文は提出不要（特184条の4第1項）
→国際出願時の図面が、そのまま国内移行後の図面として扱われます。

（例）国際出願時の図面において、
Fig. 1 は図面中に説明なし、
Fig. 2 は図面中に説明がある場合
→図面の翻訳文はFig. 2 のみ提出

○国際出願時



○翻訳文提出時



1

日本国特許庁への国内移行手続

- (1) 国内書面の提出
- (2) 翻訳文の提出（外国語）

2

国内移行に関連する手続

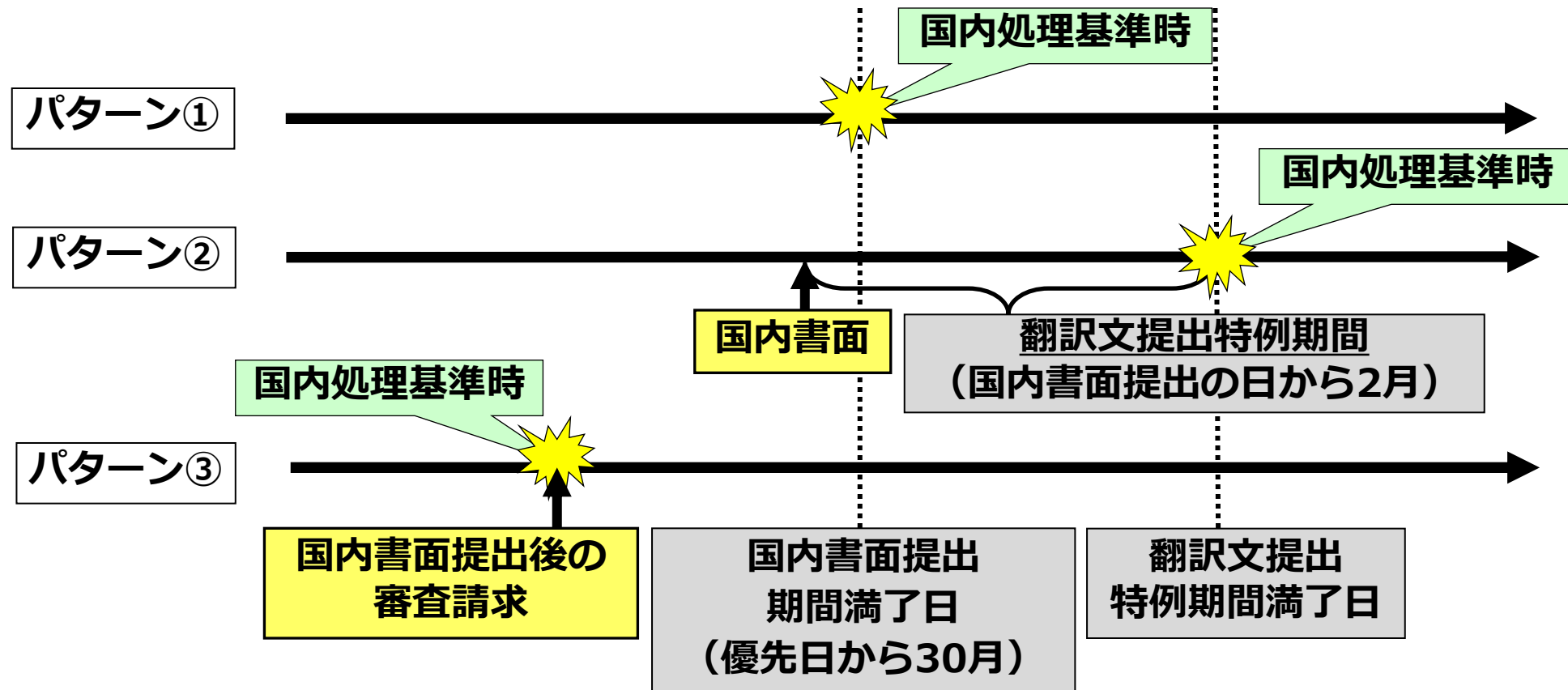
- (1) 国内処理基準時
- (2) 条約第19条・第34条補正（日本語・外国語）
- (3) 出願審査の請求
- (4) 補正の手続（日本語・外国語）
- (5) 新規性喪失の例外の適用を受けるための手続
- (6) 優先権書類の提出
- (7) 国内優先権の主張

3

故意でない基準による救済

2. (1) 国内処理基準時

- ① 国内書面提出期間が満了する時（優先日から30月）
- ② 翻訳文提出特例期間が適用された場合はその期間が満了する時（外国語のみ）
- ③ 上記①②の期間内に申請人が出願審査の請求をするときはその請求の時



2. (2) 条約第19条・第34条補正（日本語・外国語）

日本語特許出願の場合

【書類名】 特許協力条約第19条補正の写し提出書
（又は【書類名】 特許協力条約第34条補正の写し提出書）
【あて先】 特許庁長官殿
【出願の表示】
 【国際出願番号】 PCT/JP20〇〇/012345
 【出願の区分】 特許
【特許出願人】
 【識別番号】 300005555
 【氏名又は名称】 株式会社 経産製作所
【代理人】
 【識別番号】 100001234
 【弁理士】
 【氏名又は名称】 国際 太郎
【補正書の提出年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【その他】
 ...
【提出物件の目録】
 【物件名】 条約第19条補正の写し 1
 （又は【物件名】 条約第34条補正の写し 1）

（様式54）

○日本語特許出願で、国際段階でした
条約第19条・第34条補正を反映させる手続

○手数料 : なし

○提出期限 : 国内処理基準時まで

○回数制限 : 条約第19条補正→1回のみ
条約第34条補正→なし

※条約第34条補正を2回以上行った場合は、
補正を行った日毎に写しの提出を行う。

国際段階で提出した
当該補正書の提出年月日を記載

補正の箇所・補正の根拠を記載

2. (2) 条約第19条・第34条補正（日本語・外国語）（続き）

外国語特許出願の場合

【書類名】 特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書
（又は【書類名】 特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書）
【あて先】 特許庁長官殿
【出願の表示】
【国際出願番号】 PCT/US20〇〇/012345
【出願の区分】 特許
【特許出願人】
【識別番号】 300004342
【氏名又は名称】 パテマル・コーポレーション
【代理人】
【識別番号】 100001234
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【補正書の提出年月日】 令和00年00月00日
【手続補正1】
【補正対象書類名】 特許請求の範囲
【補正対象項目名】 全文
【補正方法】 変更
【補正の内容】
...
【その他】
...

○外国語特許出願で、国際段階でした
条約第19条・第34条補正を反映させる手続

- 手数料 : なし
- 提出期限 : 国内処理基準時まで
- 回数制限 : 条約第19条補正→1回のみ
条約第34条補正→なし

※条約第34条補正を2回以上行った場合でも、
翻訳文の提出は1通にまとめて行うことができる。

国際段階で提出した
当該補正書の提出年月日を記載
※2回以上補正した場合は最新のもの

補正の箇所・補正の根拠を記載
※2回以上補正した場合は、
全ての提出年月日と補正箇所を特定

条約第19条は（様式52）
条約第34条は（様式54）

2. (2) 条約第19条・第34条補正（日本語・外国語）（続き）

条約第19条・第34条補正（外国語）の注意

○（19条・34条）請求の範囲の補正の場合

→請求の範囲全文の翻訳文の提出が必要

※請求項を補正により削除している場合は、

原文をそのまま翻訳して「【請求項2】（削除）」とすることも、
以後の請求項を繰り上げて記載することもできるが、

- ・繰り上げない場合：出願審査請求料（請求項の数により変動）の算出時に注意
- ・繰り上げる場合：【その他】の欄にその旨を記載する。

●19条補正の場合

→条約第19条補正後の請求の範囲の翻訳文（全文）を
国内書面又は国際出願翻訳文提出書で提出することができます。

○（34条）図面の補正の場合

→補正された図面全ての提出が必要（補正図面中に図面の説明がなくても提出）

2. (3) 出願審査の請求

出願審査請求

- 手続書面：出願審査請求書
- 提出期限：国内書面（外国語特許出願にあつては+ 翻訳文）を提出し、かつ、国内手数料を納付した後であつて、国際出願日から3年以内

期間内に出願審査請求書が提出されなければ、出願が取下げられたものとみなされます。
（特48条の3第4項）

- 手数料： ※2019年4月1日以降の国際出願日を有する出願

日本国特許庁が国際調査報告を作成した出願	83,000円 + 請求項の数 × <u>2,400円</u>
日本国特許庁以外の国際調査機関が国際調査報告を作成した出願	<u>124,000円</u> + 請求項の数 × <u>3,600円</u>
国際調査報告が作成されなかった出願	138,000円 + 請求項の数 × 4,000円

※ 国際調査報告が作成される場合は、出願審査請求料が減額されます。

※ 手続補正により増える請求項についても、減額された単価が適用されます。

2. (3) 出願審査の請求（続き）

審査請求料の減免措置

個人、中小企業及び大学など（在外者含む）は、一定の要件を満たした場合に、国際調査報告による減額された審査請求料金額から、更に減免措置（1/3軽減、1/2軽減）が受けられます。

特許庁ホームページ（<https://www.jpo.go.jp/index.html>）

→ 制度・手続 → 手続一般 → 手数料 → 手数料などの減免制度について

2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度（新減免制度）について

（単独出願の記載例）

【書類名】	出願審査請求書
：	減免申請手続は、出願審査請求手続、増項補正手続などと同時に行わなければならない
：	
：	
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	123456
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】	特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

（共同出願の記載例）

【書類名】	出願審査請求書
：	減免申請手続は、出願審査請求手続、増項補正手続などと同時に行わなければならない
：	
：	
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	123456
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】	特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する請求人である。（〇▼株式会社持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
【その他】	手数料の納付の割合〇／〇

2. (3) 出願審査の請求（続き）

審査請求料の返還

審査官から最初の通知など（拒絶理由通知、特許査定など）が送達されるまでの間に、出願の取下げ又は放棄を行った場合には、納付した出願審査請求料の1/2の額の返還を請求することができます。

- 返還の請求の期限：出願取下・放棄から6月以内
- 提出書類：出願審査請求手数料返還請求書（様式74）
- 返納方法：指定された銀行口座への振込、または審査請求時と同じ予納口座へ加算のいずれか
ただし、指定立替納付により納付された手数料については、指定立替納付者へ返納

【書類名】 出願審査請求手数料返還請求書

⋮
⋮

【返還金振込先】

【金融機関名】 ○○○○○○

【口座種別】 ○○○○○○

【口座番号】 ○○○○○○

【フリガナ】 ○○○○○○

【口座名義人】 ○○○○○○

（【返還の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【書類名】 出願審査請求手数料返還請求書

⋮
⋮

【返還金振込先】

【金融機関名】 —

【口座種別】 —

【口座番号】 —

【フリガナ】 —

【口座名義人】 —

指定立替え納付
の場合、返還金
振込先はハイフ
ンを記載する

2. (4) 補正の手続

国内書面の提出を指令する書面

令和〇〇年〇〇月〇〇日
特 許 庁 長 官

特許出願人 〇〇〇〇株式会社 様
PCT/JP20〇〇/〇〇〇〇〇〇 に関し

この出願は、下記事項について、法令に定める要件を満たしていないので、この手続補正指令書発送の日から2月以内に、国内書面を提出してください。

国内書面の提出がないときは、この出願を却下することになりますのでご注意ください。

記

1. 国内書面提出期間内に国内書面が提出されていません。
国内書面を提出する際は、手数料14,000円を納付してください。
国内移行をしないのであれば、国内書面の提出は不要です。
国際段階で代理人を選任している場合であっても、当該代理人の代理権は、指定国官庁には効果が及ばないことから、本指令書は出願人にのみ送付され、国際出願時の代理人に送付されません。

※外国語特許出願は、翻訳文が期間内に未提出の場合に取り下げられたものとみなされることから、翻訳文が期間内に提出されない限り発出されません。

- 国際出願をして、国内書面提出期間内に国内書面の提出がない場合に指令書が発出されます。
- 国際段階の代理人宛ではなく、出願人宛に発出されます。

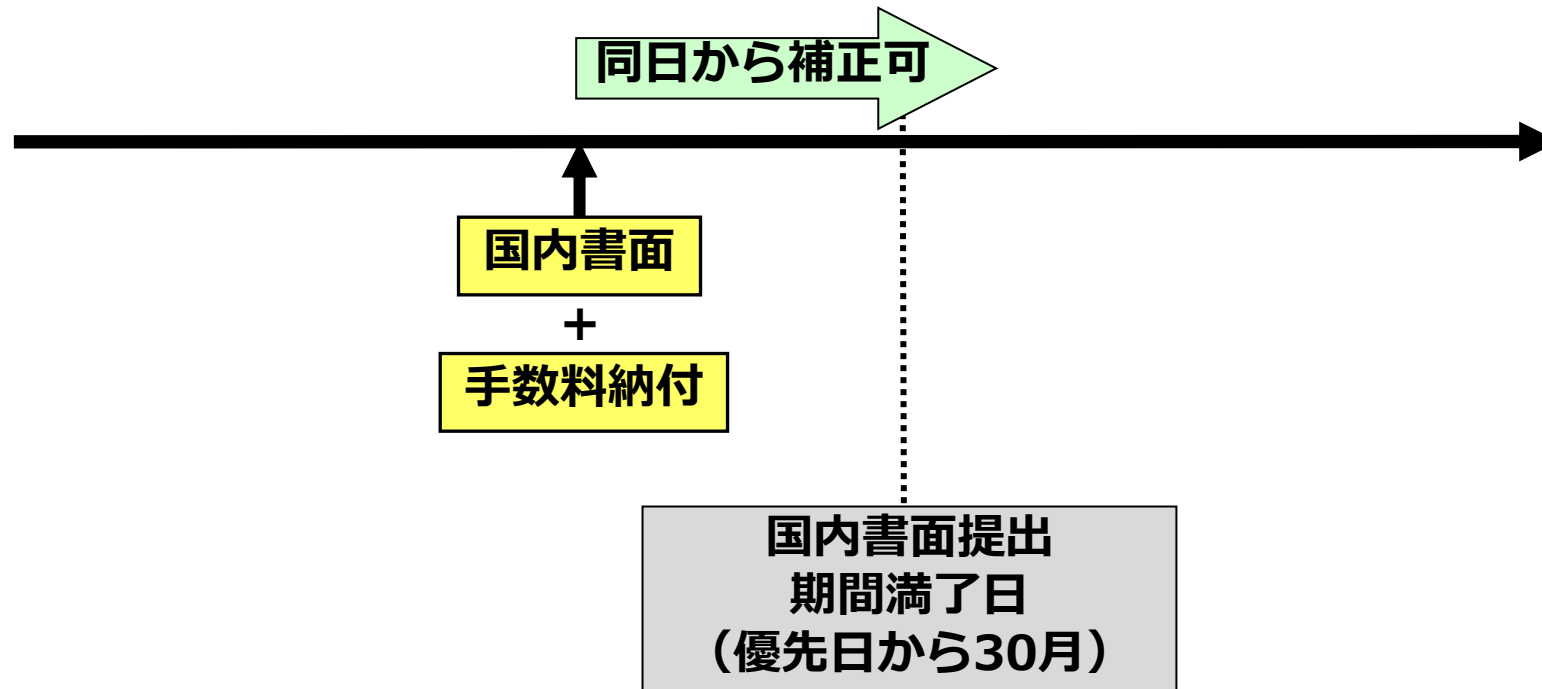
**我が国での権利取得を希望しない場合は
応答する必要はありません。
その場合は、追って出願が却下されます。
(特184条の5第1項)**

2. (4) 補正の手続（続き）

補正の時期の制限

「請求の範囲」、「明細書」及び「図面」の補正手続ができる期間は、日本語特許出願・外国語特許出願で異なります。

- 日本語特許出願の場合：国内書面を提出し、かつ国内手数料を納付した後
※国内処理基準時を経過している必要はありません。

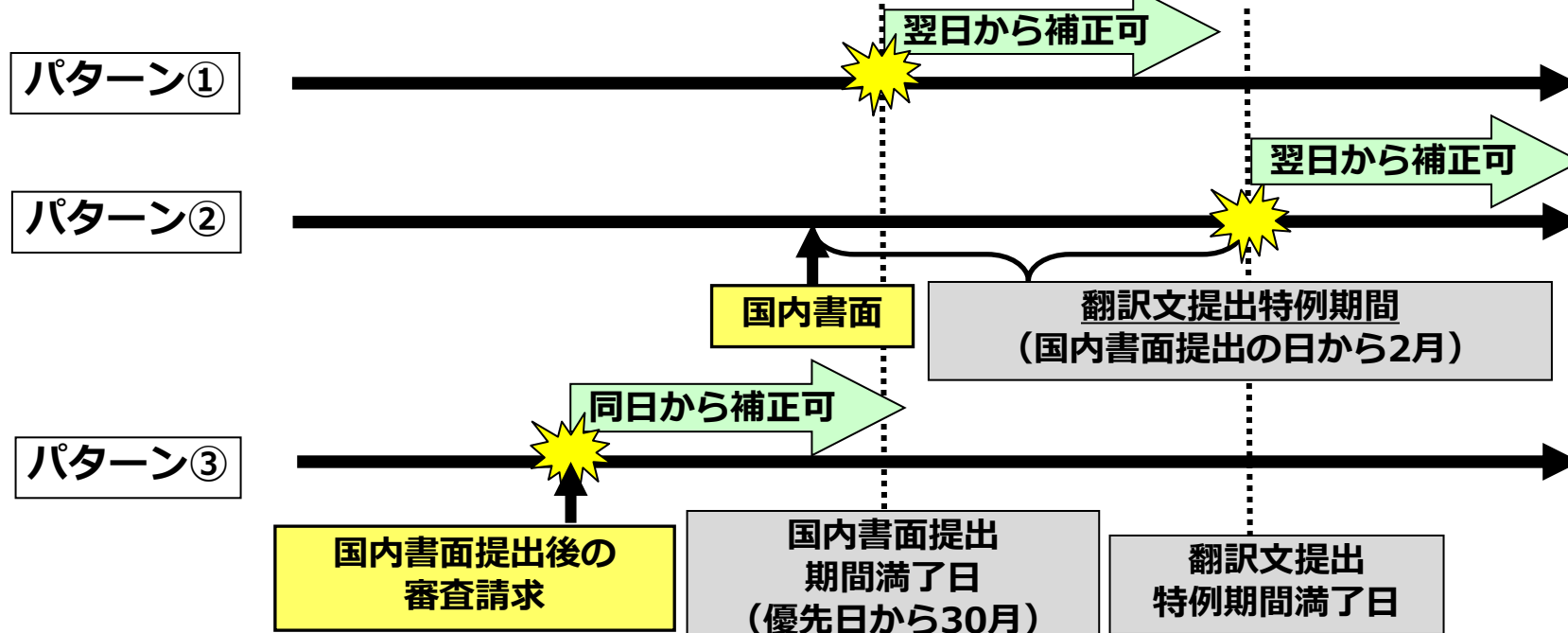


2. (4) 補正の手続（続き）

- 外国語特許出願の場合：国内書面（+ 翻訳文）を提出し、国内手数料を納付した後であって、国内処理基準時（※1）を経過した後。

（※1）国内処理基準時のパターン（スライド11参照）

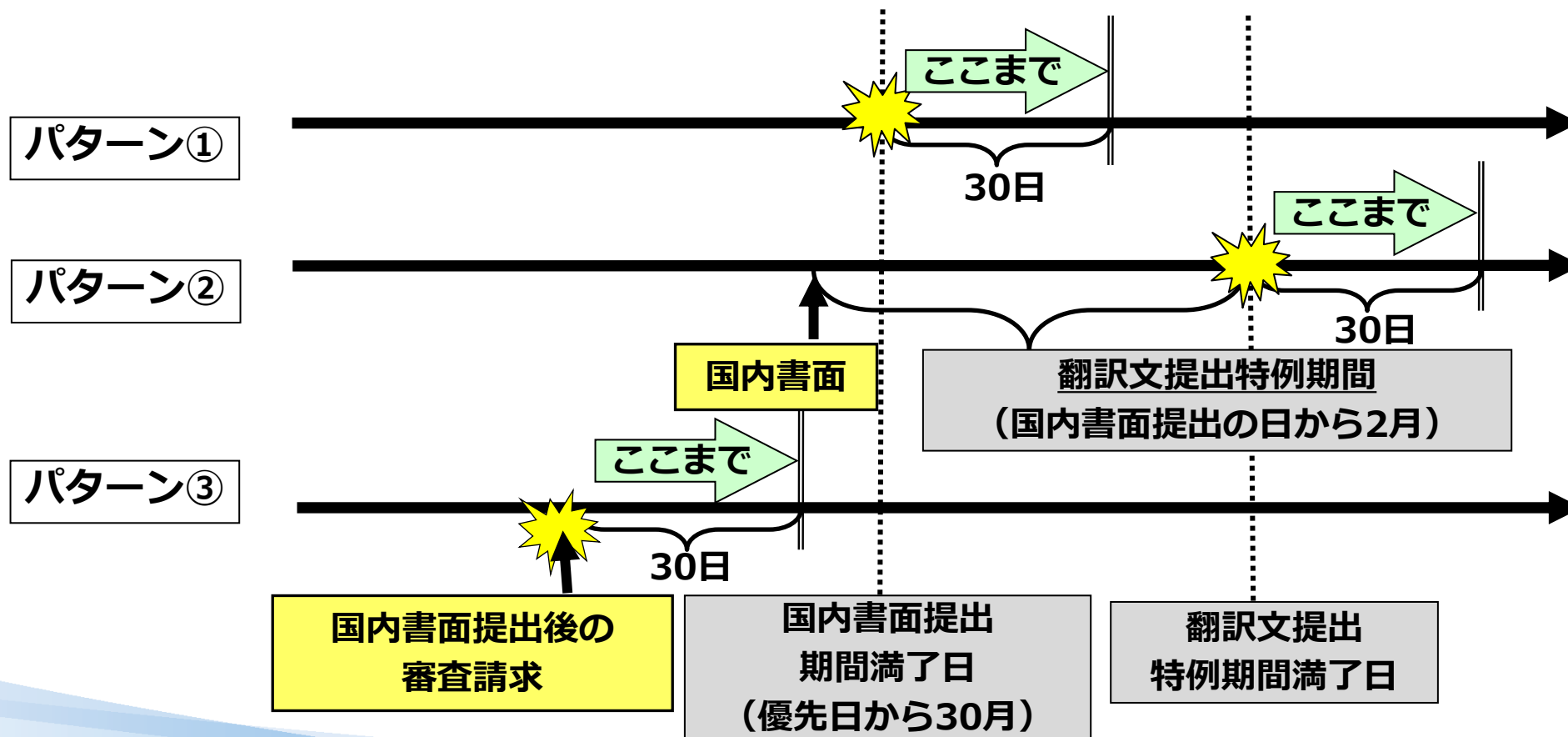
- ◆ 国内書面提出期間が満了する時（優先日から30月） …①
- ◆ 翻訳文提出特例期間が適用された場合はその期間が満了する時（※2） …②
- ◆ 上記①②の期間内に出願人が出願審査の請求をするときはその請求の時 …③



（※2）翻訳文提出特例期間内（満了日より前）に翻訳文を提出した場合であっても、翻訳文提出特例期間満了日を経過した後でなければ、補正することはできません。

2. (5) 新規性喪失の例外の適用を受けるための手続

- 提出書類：①「新規性喪失の例外適用申請書」
→国際段階において「不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立て」
がなされている場合は提出を省略することが可能
- ②「新規性の喪失の例外証明書提出書」
- 提出期間：国内処理基準時の属する日後30日以内

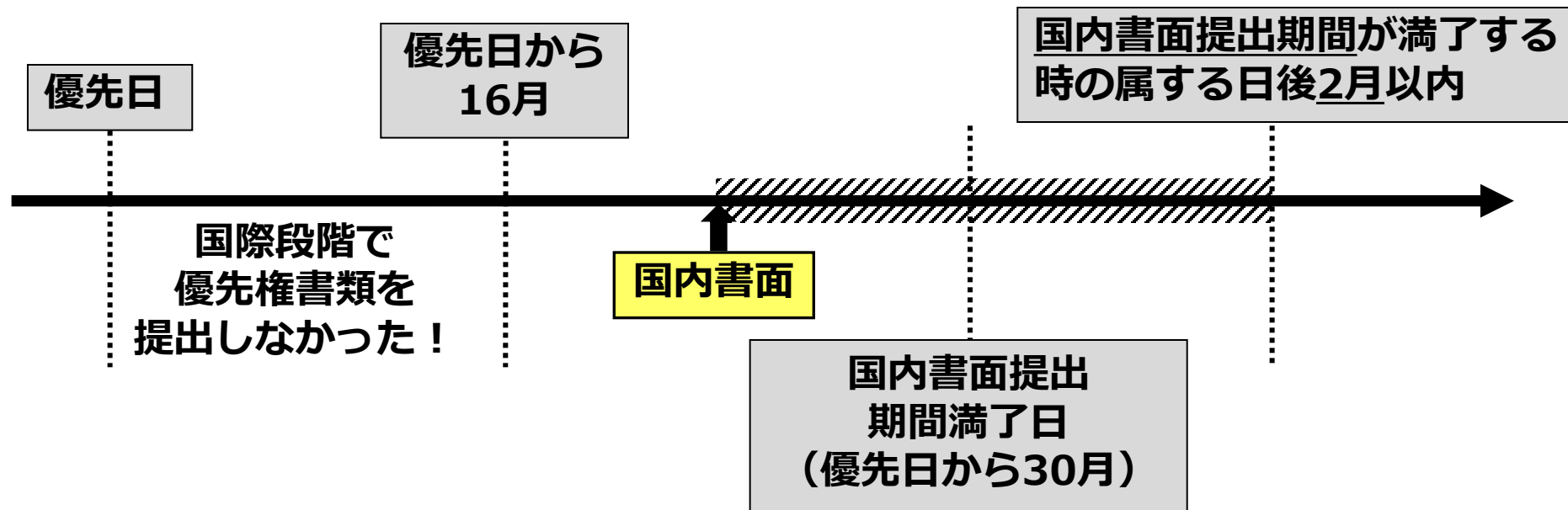


2. (6) 優先権書類の提出

パリ条約に基づく優先権主張につき
国際段階で所定の期間内（優先日から16月）に優先権書類を提出しなかった場合、
国内段階での提出が可能です。

- 提出書類：優先権証明書提出書＋優先権証明書
- 提出期間：国内書面提出の時から
国内書面提出期間が満了する時の属する日後2月以内

パテントスコープで確認できます。
特許庁から指令はかかりません。



2. (7) 国内優先権の主張

国内優先権の主張の成立要件

国際段階で優先権を主張した基礎の出願が

- ・ 日本の国内出願・・・国内優先権主張
- ・ それ以外の出願・・・パリ条約に基づく優先権主張

<国内優先権の主張の成立要件>

- ① 国際出願時の出願人と優先権主張の基礎となる国内出願の出願人（住所(居所)・氏名（名称））が、同一であること
- ② 国内優先権を伴う国際出願が代理人による手続の場合は、特許法第41条第1項に関する特別授權が証明されていること
- ③ 国際出願が基礎となる出願から1年以内になされていること
- ④ 基礎となる出願が分割、変更などの出願でないこと
- ⑤ 国際出願の際に、基礎となる出願が放棄、取下げ、却下されていないこと
又は査定、審決が確定していないこと
(基礎となる出願が実用新案の場合は設定の登録がされていないこと)

→ ②は、国内移行の際に証明することが可能

2. (7) 国内優先権の主張（続き）

優先権主張に関する通知

優先権主張に関する通知

令和〇〇年〇〇月〇〇日
特 許 庁 長 官

特許出願人 〇〇〇〇株式会社 様
PCT/JP20〇〇/〇〇〇〇〇〇

この出願についてなされた優先権主張（先の出願番号特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇）は、下記の理由により認められませんので通知します。

この書面発送の日から 2月以内に、下記事項を補正した手続補正書を提出してください。

この補正をしないときは、優先権主張（先の出願番号特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇）に係る手続を却下することになります。

記

1. 国内優先権の主張に関する代理人の代理権が証明されていません。

国際出願時の出願人「〇〇〇」に関する代理人「〇〇〇」のもの。
（注）国内優先権の主張に関する特別授權は、書面をもって証明しなければなりません。（特許法施行規則第4条の3第1項）

国内優先権の主張の成立要件のうち
②（特別授權の証明）が確認できない場合

本通知の応答で特別授權を
証明する書面を提出することも
通知の前に自発で書面を提出する
ことも可能。

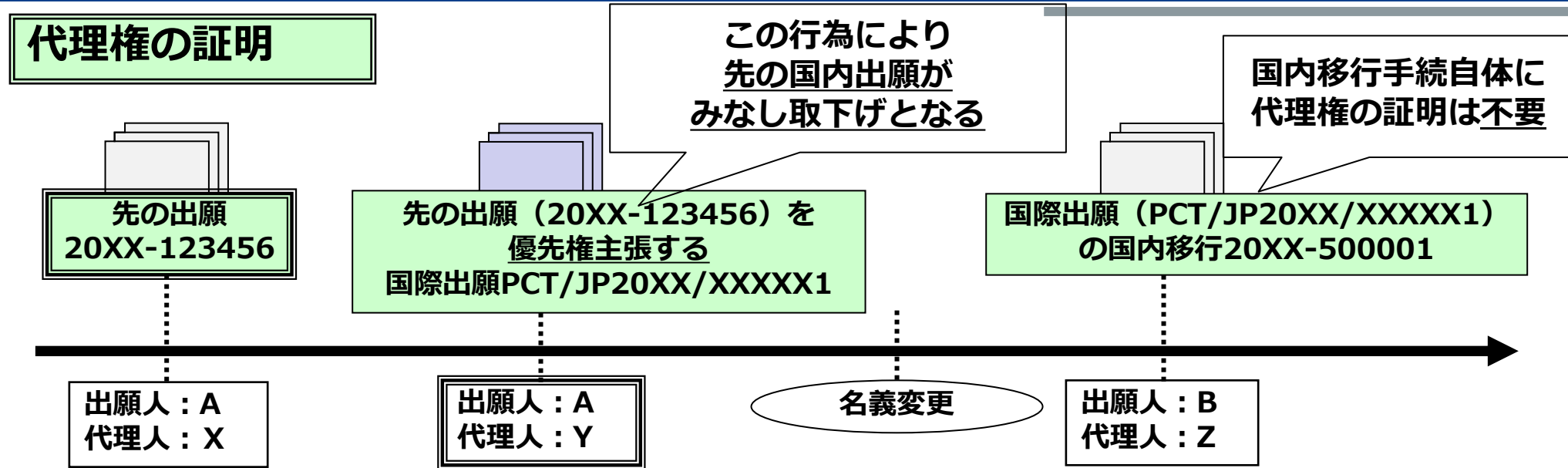
※本願ではなく、基礎となる出願に
係る特別授權が確認できる委任状
（包括委任状）の提出が必要

（優先権主張の効果）

国内優先権主張の基礎となる出願
（先の出願）はその先の出願の日か
ら1年4月を経過したときに取り下げ
たものとみなされる

→ 「国内優先権を主張する行為」
により「先の出願」が
不利益を受ける

2. (7) 国内優先権の主張（続き）



特別授權の証明書で証明をするのは？

→ ○委任者：先の出願の出願人＝国際出願の出願人……………A

○受任者：優先権主張手続を行った代理人……………Y

○出願：優先権を主張した先の国内出願……………20XX-123456

※Zではない！

※20XX-500001ではない！

委任状

…

特別授權の証明書の提出先は？

○国内移行した出願……………20XX-500001

※ただし、先の出願（20XX-123456）の代理人と国際出願（PCT/JP20XX/XXXXXX）の代理人
が同一である場合で、先の出願に特別授權の証明書が提出されているときは、国内移行した
出願に証明書が提出されていない場合でも特別授權は有効であるものとして判断します。

1

日本国特許庁への国内移行手続

- (1) 国内書面の提出
- (2) 翻訳文の提出（外国語）

2

国内移行に関連する手続

- (1) 国内処理基準時
- (2) 条約第19条・第34条補正（日本語・外国語）
- (3) 出願審査の請求
- (4) 補正の手続（日本語・外国語）
- (5) 新規性喪失の例外の適用を受けるための手続
- (6) 優先権書類の提出
- (7) 国内優先権の主張

3

故意でない基準による救済

3. 故意でない基準による救済

○ 期間徒過後の翻訳文の提出（外国語特許（実用）出願）

＜手続期間＞ 期間徒過後の手続きができるようになった日から2月以内。

ただし、当該期間の末日が国内書面提出期間（又は翻訳文提出特例期間）の経過後1年を超えるときは、国内書面提出期間の経過後1年以内。

○ 期間徒過後の出願審査の請求

＜手続期間＞ 期間徒過後の手続きができるようになった日から2月以内。

ただし、当該期間の末日が特許法第48条の3第1項に規定する期間（出願日から3年）経過後1年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後1年以内。

○ 期間徒過後の特許管理人などの選任の届出（出願人が在外者の場合）

＜手続期間＞ 期間徒過後の手続きができるようになった日から2月以内。

ただし、当該期間の末日が特許法第184条の11第4項に規定する期間経過後1年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後1年以内。

3. 故意でない基準による救済（続き）

○ 優先権の回復

- ◆ 優先権主張を伴う国際出願が、優先期間（優先日から12月）経過後2月までの間にされた場合、当該優先権主張は、国際段階において期間徒過を理由に無効にはならない。（PCT規則26の2.2(c)）
- ◆ 日本において優先権を回復するためには、日本の指定官庁に対し回復手続が必要。（PCT規則49の3.2）

<手続期間>

国内書面提出期間（又は翻訳文提出特例期間）が満了するときの属する日後1月以内。ただし、国内書面提出期間内に出願審査の請求をした場合にあっては、その請求の日から1月以内。（当該優先権主張に係る優先権書類が、期間内に提出されている必要がある。）

（1）令和5年3月31日以前に優先期間を徒過した国際出願の優先権の回復

受理官庁において、日本の指定官庁が採用する「**相当な注意(Due care)**」基準を認定して優先権が回復された場合、合理的な疑義がない限り指定国日本において効力を有するため、日本の指定官庁に対し改めて優先権の回復を請求する必要はない。（PCT規則49の3.1）

（2）令和5年4月1日以降に優先期間を徒過した国際出願の優先権の回復

受理官庁において、日本の指定官庁が採用する「**故意ではない(Unintentional)**」基準又は「**相当な注意(Due care)**」基準を認定して優先権が回復された場合、合理的な疑義がない限り指定国日本において効力を有するため、日本の指定官庁に対し改めて優先権の回復を請求する必要はない。（PCT規則49の3.1）

※受理官庁において回復が認められなかった場合又は受理官庁に対して回復手続がなされなかった場合、日本の指定官庁に対して優先権の回復の請求をしない限り、指定国日本において優先権の回復の基準が満たされているか否か判断されない。

ホームページをご活用ください

◇国内移行手続の詳細

「特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の国内移行手続」

特許庁ホームページ（<https://www.jpo.go.jp/index.html>）

制度・手続 特許「国際出願」

→「PCT国際出願手続」

→「指定官庁（国内段階）の手続」

◇故意でない基準による救済手続の詳細

特許庁ホームページ（<https://www.jpo.go.jp/index.html>）

→制度・手続 法令・施策「法令・基準」

→「基準・便覧・ガイドライン」

→「「故意によるものでないこと」による期間徒過後の救済について」

◇申請書類書き方ガイド

電子出願ソフトサポートサイト（<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>）

→ 申請書類の作成

→ 申請書類の書き方ガイド

→ PCT国内移行手続ガイドライン

ありがとうございました

特許庁 審査業務部 審査業務課
方式審査室 指定官庁担当

